



日野町告示第21号

地方自治法施行令第158条第1項に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同法施行令第158条第2項の規定により、告示する。

令和6年4月1日

日野町長 埜田 淳一



1 委託事務の内容

日野町鶉の池公園キャンプ場の設置及び管理運営に関する条例第11条に規定する使用料の徴収事務

2 対象施設の名称

日野町鶉の池公園キャンプ場

3 委託を受けた者の名称

株式会社ディスカバリー日野 代表取締役 都築 法明

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで